

議長（大村）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

稲村委員より欠席の連絡が届いております。出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和8年第9回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を、3番谷口委員と5番木佐貫委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農用地等の利用権の賃借権の合意解約が1件2筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

議長（大村）

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第1議案第41号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回は、賃借権が2件、使用貸借権が9件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところではありますが、賃借権の1番については借人が〇〇委員が役員を務める法人となっていますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第25条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（瀧川）

それでは説明いたします。資料1ページをご覧ください。

賃借権の1番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。
以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「異議なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局（瀧川）

それでは説明を再開させていただきます。引き続き資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 2 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

使用賃借権の 1 番、貸人は〇〇さんで、借人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さんで、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、貸人は〇〇さんで、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 番、貸人は〇〇さんで、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 3 ページをご覧ください。

次に 5 番、貸人は〇〇さんで、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さんで、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 7、貸人は〇〇さんで、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 8 番、貸人は〇〇さんで、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 9 番、貸人は〇〇さんで、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

村吉委員

はい。

議長 大村

村吉委員どうぞ。

村吉委員

3 ページ目の〇〇さんへの年間賃料について、10 年間で 0 円となっておりますが、どうのことですか。農地に問題があるのですか。

事務局（出水）

今の質問に関しまして、10 年間の賃料が 0 円だから農地が悪いのかという質問でよろしかったでしょうか。

村吉委員

そうです。

事務局（出水）

そういう事ではなくて、資料の右上の方に使用貸借権という記載があると思いますが、事情までははっきりしませんが、申請書では、新規契約で、賃料は 0

円ということです。資料上はそうなっていますが、そこら辺は聞き取りを行いまして、次回の総会の時に改めて報告させていただきますので、よろしいでしょうか。

村吉委員

はい。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第1議案41号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転が2件、賃借権が9件となっております。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（瀧川）

それでは説明いたします。資料4ページをご覧ください。

所有権移転の94番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権移転でございます。

次に 95 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権移転でございます。

資料 5 ページをご覧ください。

賃借権設定の 96 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 97 番、貸人は〇〇さん他 2 名、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 6 ページをご覧ください。

次に 98 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 99 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 7 ページをご覧ください。

次に 100 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 101 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 8 ページをご覧ください。

次に 102 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 103 番、貸人は〇〇さん他 2 名、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

続いて資料 9 ページをご覧ください。

次に 104 番、貸人は〇〇さん他 1 名、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第2議案42号農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第43号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は申請が2件きており、現地調査を行っております。

それでは、資料10ページの、有限会社〇〇さんからの申請にかかる現地調査についての報告を松留立美委員よろしくお願いします。

松留立美委員

それでは報告させていただきます。

令和8年9月15日火曜日に転用に係る現地調査を私と松留和江委員及び事務局職員2名の計4名で実施いたしました。

なお、関係者として、本件の借人である砂取業者の有限会社〇〇産業の〇〇さんと貸人である〇〇さんが出席されました。

本件の転用目的は、砂取業者である借人が申請地において砂を採取するものであり、転用期間は1年間となっております。

申請地は農用地区域内農地および地域計画区域からは外れていますが、周辺の農地の広がり状況から、原則転用が禁止されている第1種農地に相当するものと思われます。

しかしながら本件では、転用期間が 1 年間に限定された一時的な利用であることから、不許可の例外である「農地の一時転用」に該当し、転用は可能であると見込まれます。

なお、資料の 11 ページにあるとおり、申請地には複数のハウスが建っていますが、砂採取にあたって一部のハウスは解体することです。申請面積は、農地全体ではなく実際に利用する部分の面積となっております。

また、砂採取後は現況に近い形状に復元する計画となっており、周辺農地への影響についても、被害や苦情が生じた場合には責任をもって対応する旨が示されていることから転用を認めても差し支えないものと思われれます。

以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、資料 12 ページの、株式会社〇〇さんからの申請にかかる現地調査についての報告を松留和江委員よりお願いします。

松留和江委員

それでは報告させていただきます。

令和 8 年 9 月 15 日火曜日に転用に係る現地調査を私と松留立美委員及び事務局職員 2 名の計 4 名で実施いたしました。

なお、関係者として、本件の借人である砂取業者の有限会社〇〇の担当者の〇〇さんと貸人である〇〇さんが出席されました。

本件の転用目的は、砂取業者である借人が申請地において砂を採取するものであり、転用期間は 1 年間となっております。

申請地は農用地区域内農地および地域計画区域からは外れており、周辺に農地の広がりや住宅地等の連坦もないことから、転用が可能であるその他の農地、第 2 種農地に相当すると思われれます。また海岸国定公園特別地域内ではありますが、資料 12 ページにあるとおり、自然公園法の許可を既にとっているとのこと

です。

なお、資料の１２ページにあるとおり、申請面積は、農地全体ではなく実際に利用する部分の面積となっております。

また、砂採取後は現況に近い形状に復元する計画となっており、周辺農地への影響についても、被害や苦情が生じた場合には責任をもって対応する旨が示されていることから転用を認めても差し支えないものと思われま

す。以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

鶴丸委員

はい。

議長（大村）

鶴丸委員どうぞ。

鶴丸委員

今ハウスを作っているのは〇〇さんですか。

事務局（出水）

今の質問に関しましては、今この場ではわかりませんので、後ほど連絡いたします。

松留和江委員

〇〇さん本人のハウスですよ。ピーマン栽培の。

議長（大村）

鶴丸委員よろしいですか。

鶴丸委員

はい。

議長（大村）

他に質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第3議案第43号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて日程第4議案第44号職員異動の協議について議題といたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（上野）

それでは説明いたします。

追加議案をご確認ください。

〇〇さんが現在、農業委員会と農地課の兼務をしておりますが、農業委員会事務局農地係を解くという事で、農地課のみとなります。

〇〇さんの後任に、現在農林水産課の〇〇さんが農業委員会事務局農地係へ異動となります。

以上で説明を終わります。ご審議ください。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第4議案第44号職員異動の協議については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

来月の予定について報告いたします。

現地調査を10月15日木曜日に実施する予定です。

それから定例総会を23日金曜日に行う予定です。

10月総会の申請締切の方が、9月30日までとなります。

よろしくお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和8年第9回定例総会を閉会いたします。